



事業者の皆さん、推薦をお願いします 優良従業員・技能功労者表彰の該当者

商工課 ☎982・9697
FAX981・5682

優良従業員表彰

市産業の発展や市内中小企業の事業促進に寄与した方を表彰します。

推薦基準

(1) 市内の同一事業所(国、地方公共団体を除く)に20年以上勤務し、勤務成績が他の模範となる者。同一事業所の従業員で、市内の事業場を転勤して勤務した者の勤務年数は通算する。

(2) 事業所内で危険を顧みず、次のいずれかの行為をした者。
ア 爆発、火災その他の重大な事故の発生を未然に防止し、もつて多数の人命を保護し、または、重要な施設や資材を保全した者。

イ 爆発、火災その他の重大な事故の発生に際して人命を救助し、または重要な施設および資材を保全した者。
(3) 事業所内で、機械、器具または施設などに関し、有益な発明発見や改良工夫をなし、労働能率の向上、または技術の向上に顕著な功績のあった者。

(4) 同一事業所で、過去に推

薦基準の(1)に該当し、表彰を受けた者は対象から除く。

※法人事業所の役員および役員に準ずる方と、個人事業所の事業主や、その家族は除きます。

推薦基準日 平成22年4月1日

推薦方法・期限 9月30日(日)まで、商工課で配布の「優良従業員推薦書」を商工課へ。(郵

技能功労者表彰

市内事業所で、技能を有する職種に従事している方を表彰します。

推薦基準
(1) 市内事業所で、同一職種に30年以上従事していること。
(2) 平成22年4月1日現在の年齢が、50歳以上であること。
(3) 優れた技能を有し、後進の育成に貢献され、他の模範となる者であること。

推薦基準日 平成22年4月1日

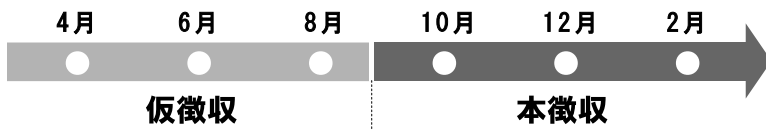
推薦方法・期限 9月30日(日)まで、商工課で配布の「技能功

労者推薦書」を商工課へ。(郵送時は必着)

送時は必着)

9月中旬に介護保険料(特別徴収)の通知を発送 年金から介護保険料を納付される方へ

推進課 ☎982・5119
FAX982・5513



保険料は、前年の所得などに応じて決定しますが、決定するまでの間は(4月～8月)、仮に昨年度の保険料額で納付します。

前年の所得などに応じて、年間の保険料が決定し、仮徴収で納付した額を差し引いた残りの額となり、10・12・2月の3回で納付します。

介護保険料の額は、年金から直接納付される方(特別徴収)の前年所得などに応じて決定しており、9月中旬に通知を発送する予定です。
本徴収で納付する介護保険料は、計算された年間の保険料から仮徴収分(4月・6月・8月)で納付した額を差し引いた残りの額となり、10月・12月・平成23年2月の3回で納付します。

特定健診・高齢者健診は10月31日(日)まで 健康診査で健康状態をチェック

国保年金課 ☎982・5116
FAX983・2244

健康状態の把握と、 病気の早期発見・早期治療

市では、自身の健康状態の把握や、病気の早期発見・早期治療などを目的に、特定健診・高齢者健診を実施しています。

受診期間は10月31日(日)までとなっています。受診をしていない方は、お早めに受診をお願いします。

集団健診

9月3日(金)・4日(土)・5日(日)・6日(日)、10月21日(日)・22日(金) 午前8時30分～10時30分
場保健センター

特定健診・市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方、高齢者健診・県後期高齢者医療制度に加入されている方
※個別健診は、市内指定医療機関で実施中です。

